

新旧対照表

現 行	改 正 後
花巻市立図書館条例（平成18年花巻市条例第239号）の一部改正（第1条）	
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（協議会の設置等）</p> <p>第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に花巻市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p><u>2 協議会の委員の定数は、12人以内とし、委員の任期は、2年とする。</u></p> <p><u>ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第8条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（協議会の設置等）</p> <p>第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に花巻市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p><u>2 協議会は、委員12人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>3 委員は、次に掲げる者のうちから任命する。</u></p> <p><u>(1) 学校教育の関係者</u></p> <p><u>(2) 社会教育の関係者</u></p> <p><u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>(4) 識見を有する者</u></p> <p><u>(5) 公募による者</u></p> <p><u>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第8条（略）</p>